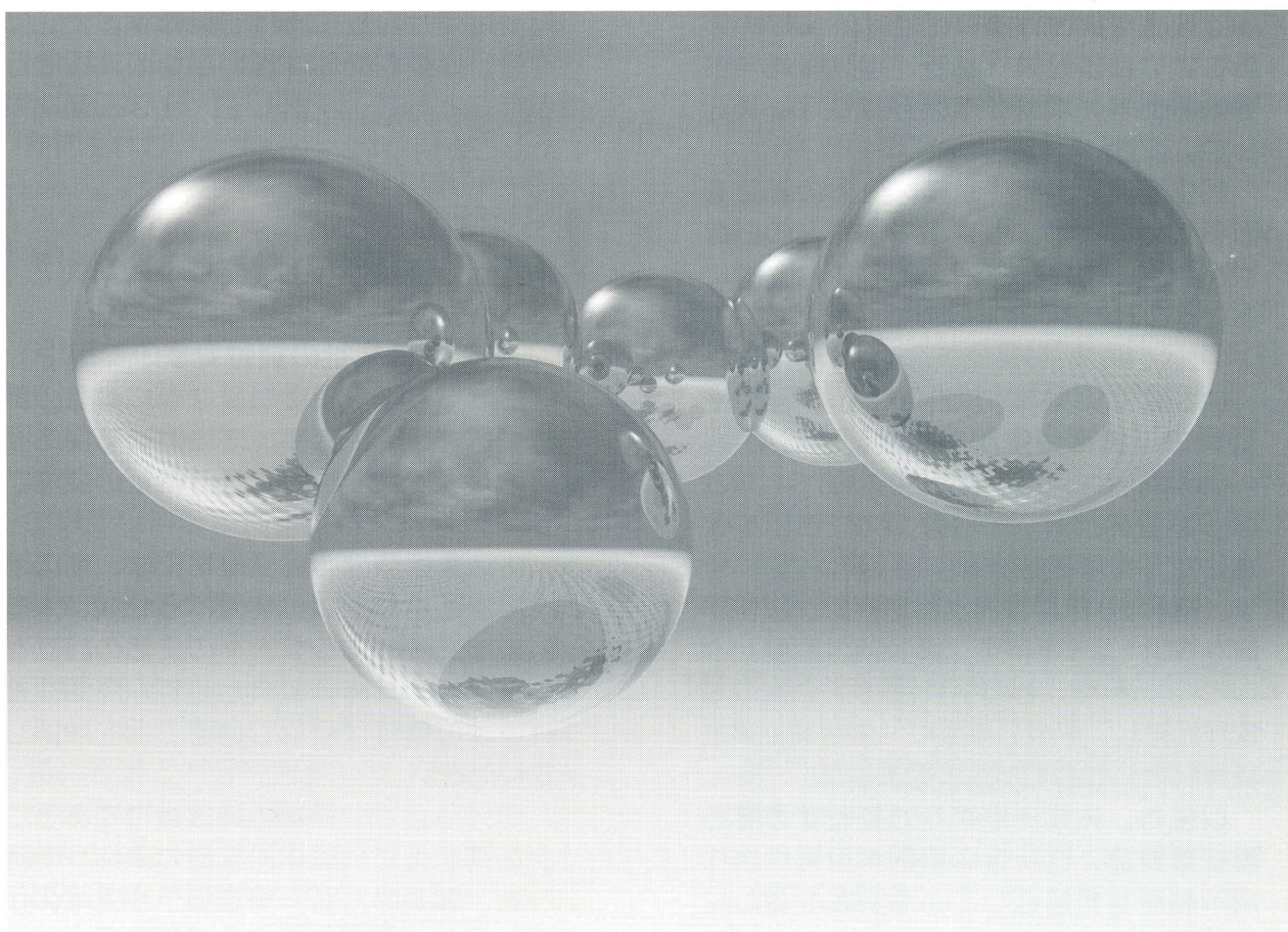


●民生委員の一斉改選に伴う

生活福祉資金借受世帯の 引継ぎの実施について

平成22年11月
全国民生委員児童委員連合会
全国社会福祉協議会



○民生委員の一斉改選にともなって

社会福祉協議会が行う「生活福祉資金貸付制度」は、低所得世帯等の経済的自立等を図るため、資金の貸付とともに民生委員による相談支援を一体的にすすめる制度です。本制度の主旨をご理解いただき、民生委員の一斉改選に伴って借受世帯に対する関わりが中断することなく継続性のある支援が行えるよう、前任の委員の方から円滑に引継ぎを行っていただくことが大切です。

その留意点を整理いたしましたので、引継ぎに際し確認のためご一読ください。

○民生委員・民児協の役割（借受世帯への支援を行う）

生活福祉資金の概要

○生活福祉資金とはどのような制度？

生活福祉資金貸付制度は、厚生労働省が定める「生活福祉資金貸付制度要綱」に基づき、低所得世帯や障害者世帯、高齢者世帯等の経済的自立や生活意欲の助長促進などを図るため、低利または無利子で資金を貸付ける制度です。貸付の実施主体は都道府県社協で、申込受付や償還の督促等の業務を市区町村社協に委託しています。

民生委員は、借受世帯の生活の安定を図るために、借受世帯の生活状況の把握や、自立に向けた生活全般の相談支援にあたることとされています。

○生活福祉資金貸付制度の沿革～民生委員の「世帯更生運動」を源として

この制度は、戦後、民生委員が中心となって防貧と低所得階層の自立更生を促進した「世帯更生運動」を源としています。昭和30年度に国と都道府県が貸付原資を提供し、「世帯更生資金貸付制度」として創設され、その後資金種類や貸付対象が拡充し、平成2年度に「生活福祉資金貸付制度」に名称が改まりました。

以後も、失業者世帯を対象とする離職者支援資金、低所得の高齢者世帯に居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける長期生活支援資金、低所得世帯の緊急かつ一時的な資金需要に対応する緊急小口資金等のほか、平成7年には阪神・淡路大震災の被災者への小口資金等の特例貸付を実施する等、時代や社会状況のニーズに応じて常に低所得世帯等の生活を下支えしてきました。

また、平成21年度には、いわゆるリーマンショック後の厳しい経済・雇用情勢に対応するため、新たに総合支援資金が創設されるとともに、それまで10種類あった資金種類が、総合支援資金、福祉資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金の4種類に再編され、連帯保証人や貸付利子の要件が緩和されました。

制度の変遷はあっても、民生委員は、借受世帯が自立に向けて努力する姿を見守り、必要な時には適切な相談支援を行う存在として、一貫して大きな役割を果たしてきました。

新任民生委員の方々へ

○この制度は福祉の貸付です

生活福祉資金貸付制度は単に資金の貸付だけでなく、借受世帯に対する民生委員の相談支援を併せて行う福祉の貸付です。

生活福祉資金の借受世帯には、他の制度による給付や貸付を受けられない人もいます。そのような人々の生活の自立と安定を図るための貸付として、生活福祉資金が位置付けられていることを理解してください。

そのうえで、福祉の資金貸付であることを踏まえて、具体的な貸付条件や申請手続、償還の方法、償還猶予や免除の仕組みなど、制度に関する理解を深めてください。

○生活福祉資金貸付制度における民生委員の役割

平成19年7月の民生委員制度創設90周年記念活動強化方策では行動宣言の一

項に、「多くの福祉課題を抱える生活困難家庭に粘り強く接し、地域社会とのつなぎ役を務めます」とうたわれており、民生委員には日頃の訪問活動や福祉票の整理などを通して、貸付を必要とする人の発見に努めたり、制度の紹介や、相談窓口である市区町村社協へつなぐことが期待されています。

また、市区町村社協や制度の実施主体である都道府県社協とともに協働し、借受世帯の生活の安定を図るために世帯の状況把握や必要な支援につなげることが期待されています。

引継ぎについて

○ 引継ぎの重要性

福祉の貸付である生活福祉資金では、借入から償還完了まで数年にわたることがほとんどです。その間、一斉改選に伴い借受世帯を担当する民生委員が交替しても、継続性のある支援を行うことが必要です。その意味からも、引継ぎは重要です。

具体的には、借受世帯のその時々状況や、貸付当初から現在までに行った支援の経過と内容を記録した「生活福祉資金借受世帯支援記録票（※）」（以下、「支援記録票」）を適切に引継ぐことが中心となります。「支援記録票」は、借受世帯に対する相談支援の基礎資料であり、担当する民生委員にとっては必要不可欠な書類です。

※「生活福祉資金借受世帯援助記録票」から名称を変更しました。

○ 引継ぎのポイント

単に「支援記録票」を新任の民生委員に渡せば引継ぎが完了するというものではありません。引継ぎにあたっては以下の点に心がけましょう。

- ① 前任者は、担当世帯とこれまでどのように関わったか、世帯が何を望んでいるか、これからの支援の内容はどういう方向か、といった点をわかりやすく整理し、後任者に申し送りしましょう。また、今まで「支援記録票」がなかったり記載が不十分だった場合は、引継ぎを機会に記録票を整備しましょう。
- ② 「支援記録票」には、借受世帯の状況が記載されています。借受世帯のプライバシーが損なわれたり、個人情報漏洩することがないように十分に配慮するとともに、記録票の保管方法にも留意しましょう。
- ③ 引継ぎは、新旧の担当民生委員、市区町村社協、当該の借受世帯の四者が揃って行うようにしましょう。

民児協や市区町村社協との連携の重要性

○ 民児協組織として新任民生委員を支えましょう

新任民生委員にとって引継ぎ直後は、「借受世帯に対してどのように対応したらよいかわからない」「自分の判断が妥当かどうか不安である」という悩みを抱えがちです。新任民生委員の活動上の問題や悩みは、民児協として受けとめ、状況に応じて組織全体や部会（委員会）で解決に向けた対応をとりましょう。

なお、借入申込や償還等に関わる世帯の状況把握や書類の作成については、各担当民生委員としてだけでなく民生委員協議会として行うことができます。

○ 社協にも相談を

借受世帯の中には償還が滞ったり、支援が難しいケースもみられます。そのような場合は、担当民生委員個人で抱え込まず、民生協組織に相談するほか、必要に応じて市区町村社協や都道府県社協にも相談してください。担当民生委員・民生協・社協が一体となった対応や支援を行うことが重要です。

○ 民生協の取り組みの振り返りも

これまで個々の担当民生委員が直面した課題の内容や、民生協や部会（委員会）の行ってきた支援や対応の内容や課題を振り返り、今後の生活福祉資金貸付に関わる民生協としての活動方針等について検討を行うことは大事な取り組みであり、一斉改選はその良い機会です。民生委員をサポートするための民生協のあり方についても検討しましょう。

その他

○ いろいろな資料を活用しましょう

今回の一斉改選に伴い、新任民生委員向けにつくられた参考資料も是非ご活用ください。

- ① 『2010年版新任民生委員・児童委員の活動の手引き』

民生委員・児童委員の基本的役割や活動上のポイントを平易に解説した手引書です。生活福祉資金についても制度の沿革や民生委員の役割について説明しています。

発行：全社協出版部 平成22年11月下旬発行予定

- ② 『生活福祉資金の利用をすすめましょう』

生活福祉資金の借入申込から償還までのプロセスや、民生委員の役割についてのポイントを整理したものです。都道府県社協にお問い合わせください。

発行：全社協民生部

memo